



栃木県公報

令和3(2021)年
3月31日(水)
号 外
第 26 号

目 次

公安委員会	
○押印を求める手続の見直し等のための関係規則の一部改正	1
警察本部	
○栃木県文書等取扱規程の一部改正	5
○押印を求める手続の見直し等のための関係訓令の一部改正	6

公安委員会

栃木県公安委員会規則第四号

押印を求める手続の見直し等のための関係規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和三年三月三十一日

栃木県公安委員会委員長 蓬 田 勝 美

押印を求める手続の見直し等のための関係規則の一部を改正する規則

(銃砲刀剣類の売却に関する規程の一部改正)

第一条 銃砲刀剣類の売却に関する規程(昭和三十五年栃木県公安委員会規則第二号)の一部を次のように改正する。

別記様式第五号、別記様式第六号及び別記様式第九号中「㊟」を削る。

(栃木県警察国有物品管理規則の一部改正)

第二条 栃木県警察国有物品管理規則(昭和三十九年栃木県公安委員会規則第十四号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p style="text-align: center;">(使用職員)</p> <p>第十二条 略</p> <p>2 使用職員は、物品の供用を受けたときは、備品については物品保管書(様式第五)に、消耗品については第二十一条に規定する物品供用簿にそれぞれ記名するものとする。</p> <p style="text-align: center;">(交替の場合の帳簿の引継ぎ等)</p> <p>第二十二条 物品管理職員の交替があつた場合においては、前任の物品管理職員は、引継書(様式第十)を交替の日の前日をもつて作成し、後任の物品管理職員とともに記名し、当該引継書を物品出納簿等に添付して、後任の物品管理職員に引継ぐものとする。ただし、前任の物品管理職員が引継ぎの手続をすることができない理由があるときは、後任の物品管理職員が引継書を作成し、これに記名するものとする。</p>	<p style="text-align: center;">(使用職員)</p> <p>第十二条 略</p> <p>2 使用職員は、物品の供用を受けたときは、備品については物品保管書(様式第五)に、消耗品については第二十一条に規定する物品供用簿にそれぞれ押印するものとする。</p> <p style="text-align: center;">(交替の場合の帳簿の引継ぎ等)</p> <p>第二十二条 物品管理職員の交替があつた場合においては、前任の物品管理職員は、引継書(様式第十)を交替の日の前日をもつて作成し、後任の物品管理職員とともに記名して押印し、当該引継書を物品出納簿等に添付して、後任の物品管理職員に引継ぐものとする。ただし、前任の物品管理職員が引継ぎの手続をすることができない理由があるときは、後任の物品管理職員が引継書を作成し、これに記名して押印するものとする。</p>

別表第11号「受領印」を「受領者」に改める。
 様式第1号の様式第11号の欄に「印」を記す。
 様式第4号

物品出納簿登記済		物品供用簿登記済		領 収	
年 月 日	印	年 月 日	印	年 月 日	印

を

物品出納簿登記済		物品供用簿登記済	
年 月 日		年 月 日	

に改め

る。

年 月 日	受領印

様式第5号

年 月 日

を

に改める。

様式第1号

物品出納簿登記済		物品供用簿登記済		領 収	
年 月 日	印	年 月 日	印	年 月 日	印

を

物品出納簿登記済		物品供用簿登記済	
年 月 日		年 月 日	

に改め

る。

様式第7号

物品出納簿登記済	物品供用簿登記済	供用換（領収）
----------	----------	---------

を

年 月 日	㊦	年 月 日	㊦	年 月 日	㊦
-------	---	-------	---	-------	---

物品出納簿登記済	物品供用簿登記済
年 月 日	年 月 日

に改め

る。

様式第八から様式第十までの規定中「㊦」を削る。

(警察官の職務に協力援助した者の災害給付に関する規則の一部改正)

第三条 警察官の職務に協力援助した者の災害給付に関する規則(昭和四十二年栃木県公安委員会規則第十八号)の一部を次のように改正する。

別記様式第一号中「㊦」を削る。

別記様式第三号(1)中「㊦」を削り、同様式(1)(注)中2を削り、3を2とし、4から6までを3から5までとし、同様式(2)から同様式(4)までの規定中「㊦」を削る。

別記様式第四号中「㊦」を削り、同様式(注)中2を削り、3を2とし、4を3とし、5を4とする。

別記様式第四号の二中「㊦」を削り、同様式(注)中2を削り、3を2とし、4を3とする。

別記様式第五号中「㊦」を削り、同様式(注)を次のように改める。

(注) ※㊦の欄には記入しないこと。

別記様式第六号中「㊦」を削り、同様式(注)を次のように改める。

(注) ※㊦の欄には記入しないこと。

別記様式第七号中「㊦」を削り、同様式(注)を次のように改める。

(注) ※㊦の欄には記入しないこと。

別記様式第八号中「㊦」を削り、同様式(注)中2を削り、3を2とし、4を3とし、5を4とする。

別記様式第九号の二中「㊦」を削り、同様式(注)中2を削り、3を2とし、4を3とする。

別記様式第十号中「㊦」を削り、同様式(注)中2を削り、3を2とし、4を3とし、5を4とする。

別記様式第十一号中「㊦」を削り、同様式(注)中2を削り、3を2とする。

別記様式第十一号の二中「㊦」を削り、同様式(注)中3を削る。

別記様式第十一号の三中「㊦」を削り、同様式(注)中3を削る。

別記様式第十三号中「㊦」を削り、同様式(注)中2を削り、3を2とする。

別記様式第十四号の二中「㊦」を削り、同様式(注)中2を削り、3を2とし、4を3とする。

別記様式第十五号中「㊦」を削り、同様式(注)中2を削り、3を2とし、4を3とする。

別記様式第十九号中「㊦」を削り、同様式(注)中2を削り、3を2とする。

別記様式第十九号の二中「㊦」を削り、同様式(注)中2を削り、3を2とし、4を3とし、5を4とする。

別記様式第十九号の三中「㊦」を削り、同様式(注)中2を削り、3を2とし、4を3とする。

別記様式第二十一号中「㊦」を削り、同様式(注)中2を削り、3を2とし、4を3とする。

別記様式第二十二号中「㊦」を削り、同様式(注)を次のように改める。

(注) ※㊦の欄には記入しないこと。

別記様式第二十三号中「㊦」を削り、同様式(注)中2を削り、3を2とし、4を3とする。

別記様式第二十四号中「㊦」を削り、同様式(注)中1を削り、2を1とし、3を2とする。

(中禅寺湖水上安全条例施行規則の一部改正)

第四条 中禅寺湖水上安全条例施行規則(昭和四十五年栃木県公安委員会規則第十一号)の一部を次のように改正する。

別記様式中「昭和 年 月 日」を「 年 月 日」に、「氏名 ㊦」を「氏名 ー」に改める。

(栃木県道路交通法施行細則の一部改正)

第五条 栃木県道路交通法施行細則(昭和四十七年栃木県公安委員会規則第三号)の一部を次のように改正する。

別表第一の添付一から添付十六まで、添付十六の三、添付十七、添付十七の四の二、添付十七の四の三及び添付十八中「㊦」を削り、同表の添付二十及び添付二十一中「㊦」を削り、同表の添付二十三の二から添

付二十三の五までの規定中「㊦」を削り、同表の添付二十四から添付三十までの規定中「㊦」を削り、同表の添付三十一から添付三十七までの規定中「㊦」を削る。

別記様式第十三号の四中「㊦」を削る。

(栃木県交通安全活動推進センターの指定に関する規則の一部改正)

第六条 栃木県交通安全活動推進センターの指定に関する規則(昭和六十二年栃木県公安委員会規則第六号)の一部を次のように改正する。

別記様式第一号及び別記様式第三号中

「		甲 講 章		㊦	」		を
「		甲 講 章			」		に

改める。

(栃木県公安委員会聴聞及び弁明の機会の付与に関する規則の一部改正)

第七条 栃木県公安委員会聴聞及び弁明の機会の付与に関する規則(平成九年栃木県公安委員会規則第三号)の一部を次のように改正する。

別記様式第一号から別記様式第五号まで、別記様式第七号及び別記様式第九号中「㊦」を削る。

別記様式第十一号中「住所
氏名」を
「住所
氏名」を

「住所
氏名」に改める。

別記様式第十五号中「㊦」を削る。

(栃木県情報公開条例施行規則の一部改正)

第八条 栃木県情報公開条例施行規則(平成十三年栃木県公安委員会規則第十三号)の一部を次のように改正する。

別記様式第十三号中「㊦」を削る。

(利用カード等の販売等営業の届出に関する規則の一部改正)

第九条 利用カード等の販売等営業の届出に関する規則(平成十四年栃木県公安委員会規則第九号)の一部を次のように改正する。

別記様式第一号から別記様式第三号までの規定中「㊦」を削る。

(栃木県自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律施行細則の一部改正)

第十条 栃木県自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律施行細則(平成十四年栃木県公安委員会規則第十六号)の一部を次のように改正する。

別記様式第四号中「㊦」を削る。

(栃木県個人情報保護条例施行規則の一部改正)

第十一条 栃木県個人情報保護条例施行規則(平成十八年栃木県公安委員会規則第一号)の一部を次のように改正する。

別記様式第二十六号中「㊦」を削る。

(栃木県暴力団排除条例施行規則の一部改正)

第十二条 栃木県暴力団排除条例施行規則(平成二十三年栃木県公安委員会規則第一号)の一部を次のように改正する。

別記様式第一号から別記様式第五号まで及び別記様式第十号中「㊦」を削る。

(栃木県公安委員会審査請求手続規則の一部改正)

第十三条 栃木県公安委員会審査請求手続規則(平成二十八年栃木県公安委員会規則第三号)の一部を次のように改正する。

別記様式第一号及び別記様式第二号中「㊟」を削る。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

栃 木 県 警 察 本 部

栃木県警察本部訓令甲第一号

栃木県警察文書取扱規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和三年三月三十一日

栃木県警察本部長 野井 祐一

栃木県警察文書取扱規程の一部を改正する訓令

栃木県警察文書取扱規程(平成十二年栃木県警察本部訓令甲第二十三号)の一部を次のように改正する。次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(公印の押印等)</p> <p>第三十五条 発出する文書には、次に掲げるものを除いて、公印を押印しないものとする。</p> <p>一 法令等の規定により押印を要する文書</p> <p>二 権利、義務又は事実証明に関する文書</p> <p>三 前二号に掲げるもののほか、公印を押印することが特に必要と認められる文書</p> <p>2 略</p>	<p>(公印の押印等)</p> <p>第三十五条 県警察部内に発出する文書には、次に掲げるものに限り、公印を押印するものとする。</p> <p>一 証書、証明書等公印がその文書の効力的要因となっているもの</p> <p>二 賞状、辞令等公印がその文書の形式的要因となっているもの</p> <p>三 訴訟、処分等公印がその文書の公信性を明らかにする必要があると認められるもの</p> <p>四 他の規定により、押印することが定められているもの</p> <p>五 前各号に掲げるもののほか特に押印を必要と認められるもの</p> <p>2 県警察部外に発出する文書には、次に掲げるものを除いて、公印を押印するものとする。</p> <p>一 押印を省略することについて、あらかじめ関係機関の同意又は承諾を得たもの</p> <p>二 軽易又は定例的なものであつて、所属長が押印の必要がないと認めたもの</p> <p>3 公印を押印する文書は、原議と契印しなければならない。ただし、文書の性質上、契印することが適当でない認められるものは、この限りではない。</p> <p>4 略</p>
<p>(電子署名)</p> <p>第三十五条の二 前条第一項の規定にかかわらず、発出する文書が電磁的記録で作成されている場合において、必要があるときは、別に定めるところにより、電子署名(電子署名及び認証業務に関する法律(平成十二年法律第百二号)第二条第一項に規定する電子署名をい</p>	<p>(電子署名)</p> <p>第三十五条の二 前条の規定(同条第四項を除く。)にかかわらず、発出する文書が電磁的記録で作成されている場合において、必要があるときは、別に定めるところにより、電子署名(電子署名及び認証業務に関する法律(平成十二年法律第百二号)第二条第一項に規定する電子署名をい</p>

める。

(巡查の階級にある警察官を司法警察員に指定する訓令の一部改正)

第二条 巡查の階級にある警察官を司法警察員に指定する訓令(昭和二十九年栃木県警察本部訓令第二十八号)の一部を次のように改正する。

別記様式第一号中「**四**」を削る。

(警察職員の特殊勤務手当支給規程の一部改正)

第三条 警察職員の特殊勤務手当支給規程(昭和二十五年栃木県警察本部訓令第十号)の一部を次のように改正する。

別記様式第一号から別記様式第三号までの規定中

所 属 長	次 長 等	特 殊 勤 務 手 当 実 績 簿	(年 月 分) を
			(係 名)
			(氏 名)

		特 殊 勤 務 手 当 整 理 簿	(年 月 分) を
			(係 名)
			(氏 名)

改める。

(保護取扱規程の一部改正)

第四条 保護取扱規程(昭和二十七年栃木県警察本部訓令第八号)の一部を次のように改正する。

別記様式第二号中「**㊦**」を削る。

別記様式第六号中	<table border="1"> <tr><td>預 入 者 印</td><td>取 扱 者 印</td></tr> </table>	預 入 者 印	取 扱 者 印	を	<table border="1"> <tr><td>預入者</td><td>取扱者</td></tr> </table>	預入者	取扱者	に
預 入 者 印	取 扱 者 印							
預入者	取扱者							

<table border="1"> <tr><td>受 領 者 印</td><td>取 扱 者 印</td></tr> </table>	受 領 者 印	取 扱 者 印	を	<table border="1"> <tr><td>受領者</td><td>取扱者</td></tr> </table>	受領者	取扱者	に
受 領 者 印	取 扱 者 印						
受領者	取扱者						

金 額	保管者印	返 還 月 日	金 額	受 領 者	㊦
立 会 人		㊦	保 管 者		㊦

金 額	保 管 者	返 還 月 日	金 額	受 領 者

立 合 人	保 管 者
-------	-------

「氏 名」を「氏 名」に
 「官職・氏名」を「官職・氏名」に改める。

(栃木県警察公印規程の一部改正)

第五条 栃木県警察公印規程(昭和四十二年栃木県警察本部訓令第十五号)の一部を次のように改正する。

別記様式第二号中

当 直 任 者 印
受 取 者 印

 を

当 直 任 者
受 取 者

 に改める。

(警察官等に対する被服の支給及び装備品の貸与に関する規程の一部改正)

第六条 警察官等に対する被服の支給及び装備品の貸与に関する規程(昭和四十二年栃木県警察本部訓令第十八号)の一部を次のように改正する。

別記様式第一号中

所 属 部 印

 を

所 属 部

 に改め、「㊟」を削る。

別記様式第二号中「㊟」を削り、同様式備考を削る。

別記様式第三号及び別記様式第四号中

所 属 部 印

 を

所 属 部

 に、

「氏 名 印」を「氏 名」に改める。

(栃木県警察職員任用規程の一部改正)

第七条 栃木県警察職員任用規程(昭和四十二年栃木県警察本部訓令第三十三号)の一部を次のように改正する。

様式第一号中「印」を削る。

様式第二号中「㊟」を削る。

(栃木県警察文書取扱規程の一部改正)

第八条 栃木県警察文書取扱規程(平成十二年栃木県警察本部訓令甲第二十三号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
(秘密文書の発送及び收受) 第五十条 略 2 秘密文書の発送及び收受は、次に掲げる方法により行うものとする。 一・二 略 三 極秘密文書を受け取った取扱責任者は直ちに受領証に記名して 発 送 者 に 返 送 し な け れ ば な ら ない。 四 略 3・4 略	(秘密文書の発送及び收受) 第五十条 略 2 秘密文書の発送及び收受は、次に掲げる方法により行うものとする。 一・二 略 三 極秘密文書を受け取った取扱責任者は直ちに受領証に記名押印して 発 送 者 に 返 送 し な け れ ば な ら ない。 四 略 3・4 略

別記様式第一号中

受 取 者 印

 を

受 取 者

 に、

受 取 者 印

 を

受 取 者

 に改める。

別記様式第七号中

受 取 者 職

 を

受 取 者 職

 に改める。

「 氏名印 」 「 氏 名 」

別記様式第十三号中

月 日	月 日 時
印	印

を

月 日	月 日 時
-----	-------

に改める。

別記様式第十七号中「取扱責任者印」を「取扱責任者」に改める。

別記様式第十九号中「印」を冠す。

附 則

この訓令は、公布の日から施行する。